

Japan tax alert

EY税理士法人

平成31年3月期決算における 税務上のポイント ～「生産性革命」と「人づくり革命」 を税制面で後押し～

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

今年も3月決算法人の決算期末が近づいてきました。この数年間、政府はデフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできており、「生産性革命」と「人づくり革命」を断行することで生産性を大きく押し上げ、デフレからの脱却を確実なものとしていくこととしています。

これらに対応する法人税分野における措置として、平成30年度の税制改正では、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び中小企業の設備投資を促進するための税制等が実施されています。また、平成29年度以前に改正された項目のうち、当年度から適用されるものにも留意が必要です。

本アラートでは、平成31年3月期に適用される税制改正のうち、主要な5つ(①収益認識に関する会計基準等への対応、②賃上げ・生産性向上のための税制、③租税特別措置の適用制限、④法人税率の引下げ、⑤欠損金の控除限度額の見直し)にポイントを絞って解説します。

1. 収益認識に関する会計基準等への対応

収益認識に関する会計基準の導入に伴い、法人税法の改正が行われました。

当該改正によって、収益の計上時期及び収益の計上額に関する規定が整備され、資産の販売等に係る収益の額は原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入すること、そして、収益の額として益金の額に算入する金額は販売等をした資産の価額をもって認識すべきこと等が明確化されました。この結果、法人税の申告上、税務調整が必要とされる主な項目は次のとおりです。

(1) 貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合の対価の額

収益認識に関する会計基準においては、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合には、これらを考慮した企業が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識します。一方、税務上は、その可能性がないものとした場合の価額を対価の額とするため、貸倒れ又は買戻しの可能性により対価が減額されているときは、税務申告において加算調整が必要になります。

(2) 返品調整引当金制度の廃止

返品調整引当金制度が廃止されました。なお、税制改正前の適用対象事業(出版業等)を営む法人については約3年間の一定の猶予期間が設けられるとともに、その後、約9年間にわたって段階的に縮小する経過措置が講じられています。

図1

	判定指標	大企業 (中小企業者等以外)		中小企業者等	
		原則	上乗せ	原則	上乗せ
適用要件	① 給与等	雇用者給与等支給増加額(前期比) 継続雇用者給与等支給増加割合(前期比)(注1)		≥ 0 ≥ 3%	≥ 0 ≥ 1.5% ≥ 2.5%
	② 設備投資	国内設備投資割合(対減価償却費)(注2)		≥ 90%	
	③ 教育訓練費	教育訓練費増加割合(注3)		なし ≥ 20%	なし ③ ④ いずれか一方 ≥ 10%
	④ 認定	事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、かつ、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと		—	なし 認定あり
	税額控除割合	雇用者給与等支給増加額(前期比) × %		15% 20%	25%
	税額控除限度額	法人税額 × %		20%	

(注1) 計算の基礎となる継続雇用者の範囲は、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとする等の見直しが行われています。

(注2) 国内設備投資割合は、当期の減価償却費に対する国内における設備投資額の比率をいいます。なお、当期の減価償却費には、前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含みます。

(注3) 教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識の習得又は向上のため費用(社内教育訓練等の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用、外部委託の教育訓練費用、外部教育訓練への参加費用等)をいいます。
なお、比較教育訓練費の額は、大企業(中小企業者等以外)では過去2年間の平均額を用いるのに対して、中小企業者等にあっては過去1年間の教育訓練費の額を用いる点が異なります。

(3) 長期割賦販売等に係る延払基準の廃止

長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は、一定の経過措置が講じられた上で廃止されました。そのため、会計上、長期割賦販売等に該当する資産の販売等をした場合は、原則としてその目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度において、その収益の額及び費用の額を一括して益金の額及び損金の額に計上することになります。なお、ファイナンス・リース取引等の一定の取引については、現行の取扱いが継続されています。

この他、返金不要の支払の帰属の時期、自己発行ポイント等を付与した場合の取扱い、商品券等を発行した場合の取扱い等、さまざまな取引にかかる個別具体的な取扱いが法人税基本通達の改正で示されています。

また、消費税については税制改正の影響を受けず、従前と同じ取扱いである点にも留意が必要です。

2. 賃上げ・生産性向上のための税制 (旧所得拡大促進税制の改正)

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)について、図1のとおり改正が行われています。

3. 租税特別措置の適用制限

大企業(中小企業者等以外)が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、図2に記載の要件に該当する場合には、研究開発税制等の税額控除の適用を受けられない措置が講じられています。

図2

適用制限を受ける要件	適用制限を受ける税額控除
以下のいずれも満たす場合 ① 継続雇用者給与等支給増加割合 ≤ 0% ② 国内設備投資割合 ≤ 10% ③ 前期所得金額 < 当期所得金額	▶ 研究開発税制 ▶ 地域未来投資促進税制 ▶ 情報連携投資等促進税制

4. 法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正により法人税率の段階的な引下げが行われ、平成31年3月期の法人税率は23.2%となっています。

図3

		平成29年度 (平成30年3月期)	平成30年度 (平成31年3月期)
中小法人以外の普通法人		23.4%	23.2%
中小法人	所得の金額のうち、 年800万円以下の部分	15.0%	15.0%
	所得の金額のうち、 年800万円超の部分	23.4%	23.2%

5. 欠損金の控除限度額の見直し

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の控除に関する限度割合については、平成27年度税制改正と平成28年度改正で引下げ及び細分化が行われました。その結果、平成31年3月期の控除限度割合については50%に引下げられています。

図4

事業年度開始日	控除限度割合
平成29年4月1日から平成30年3月31日	100分の55
平成30年4月1日以降	100分の50

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190228

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp